

## 土佐市老人クラブ連合会 会則

(名称)

第1条 この会は「土佐市老人クラブ連合会」(以下「本会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は土佐市社会福祉協議会内に置く。

(構成)

第3条 本会は土佐市内の単位老人クラブをもって構成する。

(目的)

第4条 本会は、土佐市の老人福祉の増進をはかり地域老人の相互連絡調整及び交流を行い、相たずさえて会員の親睦を深め、健康で明るい社会づくりと長寿と幸福を保持するをもって目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1)クラブ運営に関する研修会 | (2)全市的な各種行事      |
| (3)講演会          | (4)健康づくり・園芸・研修旅行 |
| (5)その他必要とする行事   |                  |

(事業細目)

第6条 本会に、前条第二号の目的達成のため、下記の3部2委員会を設ける。

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1)レクリエーション部 | (2)健康づくり推進部 |
| (3)広報部       | (4)女性委員会    |
| (5)若手委員会     |             |

2 上記3部2委員会に部長又は委員長を選任し、この運営については別に定める。

(役員)

第7条 本会の役員に会長1名、副会長若干名、理事(部長、委員長を含む。)若干名、会計1名、監事2名を置く。

2 役員の任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

3 補欠役員の任期は前任者の残余期間とする。

4 顧問を若干名置くことができる。

(役員の任務)

第8条 会長は本会を代表し会務をつかさどる。

2 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は職務を代行する。

3 理事は本会の会務を遂行のため一致協力して事業の推進を図る。

4 会計は本会の会計を掌る。

5 監事は本会の事業及び会計を監査する。

(役員の選任)

第9条 役員(理事を除く。)は役員会で推薦し、総会の承認を得て決める。

2 理事は地区連会長、部長又は委員長をもって充てる。

3 地区連会長は各地区的単位クラブ会長の互選による。

4 顧問は役員会の同意を得て会長が委嘱する。

(会議)

第 10 条 本会の会議は、役員会及び総会とする。

2 役員会は必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (1) 総会に提出する議案の作成 | (2) 総会で委託された事項 |
| (3) 諸規定の改廃に関する事項 | (4) その他の緊急事項   |

3 総会は毎年一回会長が招集し、議長を務めて次の事項を決定する。

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| (1) 事業計画に関する事項  | (2) 予算決算に関する事項  |
| (3) 会則の改廃に関する事項 | (4) 役員の選出に関する事項 |
| (5) その他緊急事項     |                 |

4 臨時総会は、会長が開催する必要と認めた時及び各単位クラブ会長の 1 / 3 以上から要請があった時に開催する。

(役員会及び総会の議決方法)

第 11 条 総会は、年 1 回の総会を開催するほか、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 役員会は必要に応じて会長が招集し、過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議決は出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決する。

(会議録)

第 12 条 本会の会議の概要は事務局が記録し、保管する。

(経費)

第 13 条 本会の経費は、次のものをもって充てる。

- |        |         |         |
|--------|---------|---------|
| (1) 会費 | (2) 補助金 | (3) 寄付金 |
|--------|---------|---------|

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする

付則

この会則は昭和 59 年 10 月 10 日から施行する。

この会則は平成 7 年 6 月 12 日から施行する。

この会則は平成 11 年 6 月 25 日から施行する。

この会則は平成 13 年 6 月 11 日から施行する。

この会則は平成 14 年 9 月 30 日から施行する。

この会則は平成 17 年 6 月 24 日から施行する。

この会則は平成 18 年 5 月 29 日から施行する。

この会則は平成 25 年 5 月 23 日から施行する。

この会則は令和 2 年 5 月 29 日から施行する。